

20230214

# 新型コロナウイルス感染症の 5類に移行に向けて

島根県健康福祉部医療統括監  
谷口栄作

## <新型コロナに関する知見>

- ① オミクロン株は伝播性が非常に高いものの、発生初期と比較的して重症化率や死亡率が低下。
- ② 将来の変異の可能性は必ずしも明らかではないが、現時点において、変異株の性質が流行の動態に直接的に寄与する割合は低下との指摘もある。

第115回（令和5年1月25日）新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード資料

### 2023年1月20日 岸田総理大臣表明

加藤厚労大臣らに、今春を目処に「季節性インフルエンザと同様、5類に移行する方向で検討を進める」よう指示。「家庭、学校、職場、地域のあらゆる場面で日常を取り戻す」

### 2023年1月27日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について

ウィズコロナの中で、社会活動を通常にもどす

感染症に配慮しながら

保健医療介護

を通常にもどす

詳細は3月上旬を目処。適宜情報提供予定。

**最終的には季節性インフルエンザと同程度の対応に！**

5月8日までに「**今から**」

「**なにをどうするかを**」を

県、保健所、市町村、介護保険者、  
医療機関、各事業者等で検討をす  
る必要あります。

行動制限等の措置

患者や医療体制への支援

感染症法

新型インフル等特措法

有症状者・患者

濃厚接触者

国民全般

● 発熱時には、予約等を行い発熱外来へ  
● 薬局でキットを購入し自己検査

協力

● 病態に応じて入院、自宅療養又は宿泊療養を行う

法律  
感染症法

※診断した医師の届出により行政が把握  
※療養中は外出制限、就業制限、行政からの健康観察を受ける  
※公共交通機関の利用自粛を含む

● 濃厚接触者の外出制限

法律  
感染症法

● マスク着脱、三密回避、換気など基本的感染対策の徹底

協力

● イベント開催時の感染防止安全計画の策定等の要請など感染防止策への必要な協力の要請 (知事による協力要請)

法律  
新型インフル特措法

● 飲食店への営業時間短縮等の要請 (まん延防止等重点措置)

法律  
新型インフル特措法

● 酒類を提供する飲食店等に対する休業要請  
● イベント等の開催制限、施設の使用制限等の要請  
● 不要不急の都道府県間の移動の自粛要請 (緊急事態措置)

法律  
新型インフル特措法

外来医療

患者 ● 検査費用の自己負担分を公費負担 法律  
感染症法

体制 ● 受診相談窓口  
● コロナ検査キットの確保  
● 治療薬の確保・供給  
● 発熱外来の指定・公表  
● 院内感染対策

予算

入院医療

患者 ● 入院医療費の自己負担分を公費負担 法律  
感染症法

体制 ● 入院調整 (G-MIS等による情報共有含む)  
● 病床確保等に要する費用の補助  
● 院内感染対策

予算

自宅療養等

患者 ● 自宅療養中の健康管理や食事配送等に要する費用の補助  
● 外来・在宅医療費の自己負担分を公費負担

体制 ● 健康フォローアップセンター等の整備に要する費用補助  
● 往診・電話オンライン診療の特例  
● 宿泊施設の確保費用の補助  
● 高齢者施設等での療養支援

予算

早期発見等

● クラスタ対策や高齢者施設の一斉検査  
● コロナ検査キットのOTC化

行政機関の体制 (新型インフル特措法に基づく対応)

政府対策本部設置  
都道府県対策本部設置

● 基本的対処方針を定める  
● 政府対策本部長の総合調整権限 法律  
● 臨時の医療施設の設置  
● 知事による協力要請 (再掲) 新型インフル特措法  
● まん延防止等重点措置 (再掲)  
● 緊急事態措置 (再掲)

※緑色は感染症法上の「新型インフルエンザ等感染症」に位置づけられていることにより実施可能な法律上の措置 (疑似症・無症状患者にも適用)

# 感染症法上の位置づけの変更について I

新型コロナウイルス感染症対策本部会議 (20230127)

1) 5月8日から感染症法上の5類に位置付ける

2) 患者等への対応

○入院・外来に係る医療費の自己負担  
→期限を区切って、一定の支援を行う

3) 医療提供体制について

○入院措置・勧告は適応されない・原則インフルエンザ等と同様

○外来・入院については、幅広い医療機関が診療に対応

○診療報酬上の特例措置、**高齢者施設等への検査・医療支援等**  
について、具体的な調整を進める。

高齢者施設等の従事者への集中検査、  
物資の支援は期限を区切って継続

● 4) サーベイランス

○定点医療機関による感染動向把握に移行する

医療機関への圧迫を回避するために宿泊療養施設、受診相談センターは期限を区切って、一定の公的支援を継続

# 感染症法上の位置づけの変更についてⅡ

新型コロナウイルス感染症対策本部会議（20230127）

## 5) 基本的な感染対策

- マスクについては個人の主体的な選択を尊重
- 効果的な換気、手洗い等の手指衛生の励行
- 感染拡大時には、より強い感染対策を求める
- 医療機関、高齢者施設でのクラスター対策の継続

## 6) ワクチン

- 予防接種法に基づき、引き続き実施。必要なものは引き続き公費で。

## 7) 水際対策

- 検疫感染症から外れる（行われない）

## 8) 新型インフルエンザ等感染症特別措置法の感染症から外れる

- ・国及び県の新型コロナウイルス感染症対策本部等は廃止
- ・住民及び事業者の感染対策の協力要請、一般検査事業は終了する

# 介護関係では具体的に何をすれば？

## 【基本は現状と同じ】

季節性インフルエンザ対応をベースに

### 1) 平時からの感染症予防対策

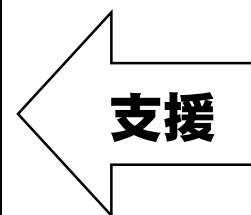
- ・感染症担当の配置、継続的研修と感染マネジメント
- ・感染症予防対策のチェック票等の活用
- ・嘱託医、主治医及び近隣の協力医療機関との連携
- ・感染者が出たときの対応シミュレーションの実施  
(連絡体制、事業継続、組織体制等等)
- ・職員、入所者の健康管理

.....

### 2) 発生時に向けて

- ・発生早期に把握
- ・組織体制確認、対策会議の開催 (毎日)

.....



支援

市町村  
介護保険者  
県、保健所  
嘱託医・主治医  
近隣医療機関等

介護現場における

(施設系 通所系 訪問系サービスなど)

感染対策の手引き

第2版